

# 憲法 81 条 憲法訴訟（違憲立法審査権）

～個人の尊厳を守るために憲法があり、人権・憲法を守るために違憲立法審査権がある～

吉田朋弘(2016年2月執筆)

## 1 憲法価値を実現するために

### (1) 日常の中でできること

今回は個人の尊厳・憲法をどう守り、国に守らせるのかについて考えたい。違憲であることが明白であるにもかかわらず、安保法制が突き進められ、個人の尊厳・憲法が脅かされていく中、それにどう立ち向かい、抵抗していくべきか。

直接的な投票という選挙権の行使(憲法 15 条 1 項)はもちろん、集会やデモなどの集会・表現の自由(憲法 21 条 1 項)を行使することにより、国会に対し安保法制の廃止を求めていくことは基本的なことであるが憲法価値を実現するうえで極めて重要である。憲法の理解を深め、日常的な会話に落とし込んでいくことも地道ではあるが大切だろう。

### (2) 憲法訴訟(違憲立法審査)という手段

裁判を通じて、安保法制の違憲性を訴えていくことも重要である。違憲とは、国の定めた法律や処分等が憲法に違反することだ。たとえば、国が「国会前のデモは人があふれて危ないから禁止する」というような国会前デモ禁止法を作ったとすれば、裁判所は、そのような法律は、市民の集会の自由ないし表現の自由を奪うことになるから憲法 21 条 1 項に違反し、違憲であると判断するはずである。

今回は、裁判所に対し、安保法制が違憲であることを言明させ、国会に安保法制を廃止する立法をさせる方法について考えたい。憲法学者らが市民とともに、安保法制に対して違憲訴訟を提起する準備しているが、まさにこれが裁判所の違憲立法審査を求めるものである。

## 2 過去の違憲判決から学ぶ

### (1) 裁判所は違憲判決に消極的～70 年間で最高裁

の法令違憲判決は 10 件

今後、違憲立法審査権を活かすためにどうすればよいのかを考えるにあたって、過去の例から考えたい。過去に出された違憲判決を辿り、これまで違憲立法審査権がどのように行使されてきたかを確認していく。

2015 年 12 月に再婚禁止期間違憲判決が出されたが、裁判所が法律などを違憲と判断した数は、極めて少ない。日本国憲法が制定された 1947 年 5 月 3 日から約 70 年が経過しようとしているが、最高裁判所が、国会の制定した法律を憲法違反と判断したのは約 70 年間で 10 件である。まず、10 件について下記表1を見てほしい。

表 1

事件名	判決日	侵害された人権規定	違憲となった法令	その後の取扱い
1 尊属殺人重罰規定判決	1973年4月4日	14条1項(法の下での平等)	刑法200条	1995年5月12日(判決から約22年後)の刑法の全面改正で削除された。
2 薬事法距離制限規定判決	1975年4月30日	22条1項(職業の選択の自由)	薬事法8条2項	1975年6月の薬事法改正で距離制限は撤廃された。
3 衆議院議員定数配分規定判決	1976年4月14日	14条1項、44条但書(普通選挙等)	公職選挙法	法令は違憲だが、選挙自体は有効とした(事情判決)
4 衆議院議員定数配分規定その2	1985年7月17日	14条1項、44条但書	公職選挙法	事情判決は上記同様。1986年、8増7減の定数は正が行われた。
5 森林法共有林持分規定判決	1987年4月22日	29条(財産権)	森林法186条	1987年の改正により、同規定削除された。
6 郵便法免責規定判決	2002年9月11日	17条(国家賠償)	郵便法68条、73条	2002年郵便法が改正された。
7 在外邦人の選挙権制限規定判決	2005年9月14日	15条1項、3項、43条1項、44条但書	公職選挙法	2007年6月1日(施行)に改正された。
8 婚外子の国籍取得制限規定判決	2008年6月4日	14条1項	国籍法3条1項	2008年12月5日に改正された。
9 婚外子の法定相続分規定判決	2013年9月4日	14条1項	民法900条4号但書前段	2013年12月4日民法900条4号但書前段が削除された。
10 再婚禁止期間判決	2015年12月16日	14条、24条	民法733条1項	2015年12月16日、離婚届後100日を超えた婚姻届を受け付ける通達が発付された。

上記表で注目すべき点は3つある。

まずは違憲判決の少なさである。日本国憲法が制定されてから約70年で、法令の違憲判決は10件しかない。日本の裁判所の違憲判決に対する消極的傾向は、同様の違憲立法審査の制度(付随的違憲審査制)を採用しているアメリカにおいて数多くの違憲判決が出されていることと比較すると顕著である。日本とアメリカの大きな違いについては、日本の裁判所が消極的な理由と合わせて後述する。

2つ目は、表現の自由など精神的な自由についての違憲判決がないことである。公務員の政治活動を例にとれば、1974年の猿払事件にもあるように、郵便局の職員が勤務時間外に選挙用ポスターを掲示場に貼る等の行為をただで国家公務員法の定めにより刑事罰が科されるなど極端に制限されている。公務員の政治活動については何度も裁判所で争われてきたが、いまだ違憲とされていない。

3つ目は、後述するように、違憲とされた権利によって判決が出されたあとの国会の対応の早さが明らかに異なることである。

## (2) はじめての違憲判決とは

最高裁判所が初めて違憲判決を出したのは、尊属殺人重罰規定判決(1973年4月4日判決。表1)である。尊属とは、自分と血縁関係のある人で、自分より上の世代をいい、尊属殺とは親殺しが典型である。当時の刑法で通常の殺人の場合には、「死刑又は無期もしくは五年以上の懲役」と定めていたのに対し、尊属殺の場合は、「死刑又は無期懲役」に限られており、通常の殺人罪よりも厳罰化していた(刑法200条)。しかし、裁判所はそのような差別は許されないとし、法の下での平等を定める憲法14条に違反すると判断した。

尊属殺の規定の背景には、封建時代の身分制度や旧家族制度をもとにした道徳や倫理観があり、本来そのような区別自体が許されないものである。しかし、最高裁は、次のように述べて区別自体は正当と判断した。「尊属殺は自然的情愛や普遍的倫理を破壊するもので、その背倫理性は特に非難に値するから、尊属殺を通常の殺人罪よりも重く処罰すること自体は許される」として、刑法200条の目的自体は正当と認めた。ただし、尊属殺の規定が死刑・無期懲役となっており、酌量減刑などの減刑を行っても執行猶予にすることができないなど、あまりにも厳罰であることから、著しく不合理な差別的取り扱いであるとして、従来の判例を変更して、法令(刑法200条)を違憲とした。このように結論としては違憲であったが、判断の理由には家制度を個人より尊重しようとする裁判所の態度がうかがえる。

なお、最高裁判所で憲法判断がなされる際は15人の裁判官で判断がされるところ、同判決は、14名が結論として刑法200条は違憲であると判断し、1名の裁判官が合憲と判断した。違憲とした14名の裁判官の中でも、家制度を背景とする刑法200条の目的自体が許されず違憲であると判断した裁判官は6名で、残りの8名はその目的自体は許されると判断した。

## (3) 違憲判決のその後～三権分立

違憲判決が出ただけでは問題は解決しない。三権分立の下、あくまでも法律を変えるのは国会であるから、国会での改廃を待つほかない。個人の尊厳・人権にとって重要な法律ほど、国会の動きは遅い。そのことは、前記表1をみれば明らかで、尊属殺や選挙権に関する法改正には時間がかかっている一方で、薬局開設の距離制限や財産権など経済的な権利に関しては改正が早いなど対応の違いが顕著である。尊属殺違憲判決については判決の確定後、法務省が「通常の殺人罪の適用する運用をするように」と通達を出して運用自体は変わったが、法律改正により規定が削除されたのは判決から22年後の1995年5月12日である。

このように国会の対応は遅きに失していたが、司法と国会が区別される三権分立は重要である。特に、内閣総理大臣をはじめ閣内閣、国会議員らが憲法尊重義務(憲法99条)を果たしていない現在においては、司法のチェック機能は重要だ。

三権分立の根底には、権力に対する猜疑心がある。すなわち、三権分立の目的は、権力は濫用されると

いう前提のもと、権力が暴走しないよう統治機関を国会・内閣・裁判所と 3 つに区別したうえで、相互に牽制し合いチェック機能を果たさせ、ひいては人権を保障することにある。

裁判所の違憲立法審査とは、国会、内閣に対するチェック機能を果たすことである。つまり国会において人権を侵害する法令が制定され、また内閣をはじめとする行政によって人権を侵害する行為が行われた場合に、裁判所に人権の救済を求めるものである。これが、「司法は人権の最後の砦、憲法の番人」といわれる所以である。しかし、実際には最後の砦となっていないのではないかという問題がある。

#### （４）裁判体の数だけ違憲判決の機会がある

上記表は最高裁判所における違憲判決の例である。日本は三審制を採っているので、最高裁の判断が示されるまでに、1審の地方裁判所、2審の高等裁判所で2回の判断がされるのが一般的である。憲法81条は「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」と定めているが、判例により、最高裁に限らず、下級裁判所（地方裁判所および高等裁判所）にも違憲審査権は認められている（最高裁大法廷昭和25年2月1日判決）。日本全国をみると、高等裁判所は、8か所の大都市（東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌、高松）に置かれているほか、6か所の都市に支部が設けられている。また、地方裁判所は、全国に50か所あり、地方裁判所に支部が設けられており、その総数は203である。さらに、東京地裁においては約50部（部とは4～5人で編制されたチーム）に分かれて、提起された事件を各部に割り振り、それぞれ独立して事件を担当している。このことは、裁判所・裁判体の数だけ違憲判決を得る機会があるという意味において重要である。過去の例をみると、合憲・違憲の判断は裁判所・裁判体ごとに異なっている。1票の格差訴訟（議員定数不均衡違憲訴訟）ひとつを取ってみても、全国の裁判所に訴訟を提起しているが、裁判所、裁判体ごとに判断が分かれている。実際に下級審において重要な判決がいくつもある。

#### （５）下級審で違憲立法審査権が機能した好例

##### ア 伊達判決（砂川事件の第1審判決）

1957年7月8日に日米安全保障条約に基づき基地の拡張をするため、特別調達庁東京調達局が強制測量をした際に、基地拡張に反対するデモ隊の一部が、アメリカ軍基地の立ち入り禁止の境界柵を壊し、基地内に数メートル立ち入ったとして、デモ隊のうち7名が安保条約（「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法」）違反で逮捕・起訴された。

同事件において、第1審の東京地方裁判所（裁判長判事・伊達秋雄）は、1959年3月30日、次のとおり述べて全員に無罪判決をだした（東京地判昭和34.3.30）。「日本政府がアメリカ軍の駐留を許容したのは、指揮権の有無、出動義務の有無に関わらず、日本国憲法第9条2項前段によって禁止される戦力の保持にあたり、違憲である。したがって、刑事特別法の罰則は日本国憲法第31条（デュー・プロセス・オブ・ロー規定）に違反する不合理なものである」。このように日米安全保障条約によるアメリカ軍の駐留は日本国憲法違反とする判断を示した点において重要である。

##### イ 自衛隊イラク派遣違憲判決

2008年4月17日、各地で提起されていた自衛隊イラク派遣違憲訴訟のうち、第2審の名古屋高等裁判所ではじめて違憲判決が出た。同判決は、結論は、原告側の敗訴としたものの、航空自衛隊が首都バグダッドに多国籍軍を空輸していることについて「憲法9条1項に違反する活動を含んでいる」との判断を示した点で重要である。この判決は、安保法制を考える上で参考になる判例なので丁寧にみていく。

判決はまず、当時のイラク情勢について「イラク国内での戦闘は、実質的には2003年3月当初のイラク攻撃の延長で、多国籍軍対武装勢力の国際的な戦闘だ」と指摘した。特にバグダッドについて「まさに国際的

な武力紛争の一環として行われている人を殺傷し物を破壊する行為が現に行われている地域」として、イラク復興支援特別措置法の「戦闘地域」に該当すると認定した。

そのうえで、「現代戦において輸送等の補給活動も戦闘行為の重要な要素だ」と述べ、空自の活動のうち「少なくとも多国籍軍の武装兵員を戦闘地域であるバグダッドに空輸するものは、他国による武力行使と一体化した行動で、自らも武力の行使を行ったとの評価を受けざるを得ない」と判断し、「武力行使を禁じたイラク特措法に違反し、憲法 9 条に違反する活動を含んでいる」とした。

さらに判決は、「平和的生存権」についても言及した。平和的生存権とは、「恐怖と欠乏から免れて平和のうちに生存する」権利のことである(憲法前段)。判決は次のように述べる。「9 条に違反するような国の行為、すなわち戦争の遂行などによって個人の生命、自由が侵害される場合や、戦争への加担・協力を強制される場合には、その違憲行為の差し止め請求や損害賠償請求などの方法により裁判所に救済を求めることができる場合がある」。

通常、裁判所は、違憲判決を避ける方法として、3 段階の方法をとる。まず原告の訴えを門前払いし、裁判の土俵に乗せないことである。次に、憲法について判断しなくても結論を出せる場合はあえて憲法論に触れない方法である。最後に、ストレートに法律を読めば違憲であるにもかかわらず、できる限り法律を違憲にしないように、法律を限定的に解釈(合憲的に解釈して)法令違憲の判断を避ける方法である。これまで多くの裁判で土俵に乗ることさえできず、門前払いをされてきた。この判決は1つ目の裁判の土俵に乗る方法が広がったという意味で大きい。

なお、今回のイラク派遣によって「原告らの平和的生存権が侵害されたとまでは認められない」と述べ、1 人1万円の支払いを求めた損害賠償は認めなかった。また、訴えの利益を欠くなどとして、違憲確認や差し止め請求はいずれも不適法な訴えだと指摘した。この判決は、実質的な原告勝訴の判決であったため原告側は上告せず、勝訴した被告の国側は上告することができないため、違憲と判断した高裁判決が確定している。

## (6) 裁判所が違憲判断に消極的になる理由

### ア 理論的理由～統治行為論という考え方

統治行為論とは、一応違憲審査の対象になる国家行為であっても、それが高度に政治的な性格を帯びる場合には違憲審査の対象から外されるべきとする考え方をいう。従来の裁判において、国側が統治行為論を主張した例は多いが、最高裁が認めた事例は今までのところ砂川事件最高裁判決と苫米地事件最高裁判決の2つである。

※**苫米地事件**:第3次吉田内閣は1952年8月28日、日本国憲法第7条によって衆議院を解散した(抜き打ち解散)。

苫米地義三は当時衆議院議員だったが、この解散により失職した(解散によって行われた第25回衆議院議員総選挙には立候補せず)。第7条による衆議院解散は初めてのケースであったため、苫米地は同第69条によらない解散は憲法に違反すると主張し、任期満了までの職の確認と歳費の支給を訴えて争った。最高裁判所昭和35年6月8日大法廷判決は、衆議院解散に高度の政治性を認め、違法の審査は裁判所の権限の外にあるとする「統治行為論」(多数意見はこの用語を用いていない)を採用して違法性の判断を回避、上告を棄却した。

### イ 消極的になる実際的な理由

裁判所が違憲判断に消極的になる理由としてはいくつかがあるが、①任命システムの問題、②人事システムの問題が挙げられる(衆議院憲法調査委員会事務局資料参照)。これらの問題については、下記表2の最高裁長官の出身と任命した内閣、関与した事件をみてほしい。

表 2

裁判	最高裁判所長	任期	任命した内閣	出身	不信任	関与した事件
1	三淵忠彦	1947/08/04～1950/03/02	片山内閣	裁判官	5.54%	死刑は違憲ではないと判断した(36 条)
2	田中耕太郎	1950/03/03～1960/10/24	第 3 次吉田内閣	法学者	8.13%	警察予備隊訴訟(9 条)、砂川事件(9 条)、政令 201 号事件(28 条)
3	横田喜三郎	1960/10/25～1966/08/05	第 1 次池田内閣	法学者	8.23%	
4	横田正俊	1966/08/06～1969/01/10	第 1 次佐藤内閣(2 改)	裁判官	7.08%	全通東京中郵事件(28 条)、悪徳の栄え事件(21 条 1 項)
5	石田和外	1969/01/11～1973/05/19	第 2 次佐藤内閣(2 改)	裁判官	7.13%	尊属殺法定刑違憲事件(14 条)、全農林警職法事件(28 条)
6	村上朝一	1973/05/21～1976/05/24	第 2 次田中角榮内閣	裁判官	10.33%	旭川・岩教組学テ事件(26,28 条)、猿払事件(21 条)薬事法判決(22 条)1 票の格差(14 条)
7	藤林益三	1976/05/25～1977/08/25	三木内閣	弁護士	12.09%	津地鎮祭訴訟判決(20 条)全通名古屋中郵事件(28 条)
8	岡原昌男	1977/08/26～1979/03/31	福田赳夫内閣	検察官	12.21%	マクレーン事件(22 条)
9	服部高顯	1979/04/02～1982/09/30	第 1 次大平内閣	裁判官	11.07%	
10	寺田治郎	1982/10/01～1985/11/03	鈴木善幸内閣(改)	裁判官	14.63%	堀木訴訟(25 条)、サラリーマン税金訴訟(14 条)、1 票の格差(14 条)
11	矢口洪一	1985/11/05～1990/02/19	第 2 次中曽根内閣(1 改)	裁判官	10.80%	森林法違憲判決(29 条 2 項)
12	草場良八	1990/02/20～1995/11/07	第 1 次海部内閣	裁判官	11.10%	1 票の格差(14 条)
13	三好達	1995/11/07～1997/10/30	村山内閣(改)	裁判官	7.99%	愛媛県靖国神社玉串訴訟(20 条)
14	山口繁	1997/10/31～2002/11/03	第 2 次橋本内閣(改)	裁判官	9.61%	郵便法違憲判決(17 条)
15	町田顯	2002/11/06～2006/10/15	第 1 次小泉内閣(1 改)	裁判官	9.37%	在外邦人選挙権制限違憲訴訟(15 条 1 項及び 3 項、43 条 1 項など)
16	島田仁郎	2006/10/16～2008/11/21	第 1 次安倍内閣	裁判官	6.93%	婚外子国籍訴訟(14 条)
17	竹崎博允	2008/11/25～2014/03/31	麻生内閣	裁判官	6.25%	裁判員制度合憲判決(31 条、32 条、37 条、76 条、80 条、18 条)
18	寺田逸郎	2014/04/01～現職	第 2 次安倍内閣	裁判官	7.95%	再婚禁止期間違憲判決(14 条)

①任命システムの問題については、憲法 79 条 1 項が「最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する」と規定しているところ、最高裁判所事務総局の関与の下で、内閣が裁量によって行う最高裁判所裁判官の任命が、憲法判断について積極的な立場をとる者の就任を回避する傾向にあることである。このように日本では任命過程がブラックボックスになっている。

この点、アメリカでは、連邦最高裁判所裁判官について、連邦議会上院における承認手続があり、上院の公聴会には候補者本人が出席して議員からの質問に応じるほか、各種の利害関係者、圧力団体等も出席して意見を表明し、それをメディアが報道することによって公開性や透明性が手続的に確保されている。また、州裁判所裁判官については、州民投票を行い過半数の支持を得られなかった場合は解任され、得られた場合は再任されるという制度を採用している州がある(メリット・プラン 2000 年当時 21 州で採用)。

日本には最高裁判所裁判官国民審査(憲法 79 条 2 項)があるが、上記表の不信任率を見れば明らかのように機能しているとはいえない。現在の制度は、最高裁判所国民審査法により罷免したい裁判官の欄に×印をつけ、×印の投票が過半数を超える場合にのみ罷免が成立するものとされ、白票は罷免を不可とする票とされている。民意を反映させるために、信任する場合には○、不信任の場合には×、棄権する場合には無記入の方式に変更させるなど制度を変革する必要がある。また、現状の場合でも少なくとも、市民が最高裁判所裁判官国民審査に関心を持ち、各裁判官の裁判を批評し、不信任率を上げていく必要がある。

②人事システムの問題とは、最高裁判所が単一の裁判所制度の頂点に位置し司法行政を担い、職業裁判官をキャリアシステムの中で育成する現行の人事制度により、没个性的、体制迎合的な裁判官を多く生み出していることである。このことは表中の参照し、18 人中 14 人が裁判官出身であることからすれば一目瞭然である。

この点、アメリカでは、弁護士として実務経験を積んだ者が裁判官、検察官となるので、いわゆる法曹一元の制度が採られている。連邦最高裁判所の裁判官は、連邦又は州の事実審における裁判官の経験者はあまり存在せず、政府又は議会の法務に関する実務経験者が選ばれる傾向が強い。これはアメリカの法律家は、数年ごとに職を転々とするのが通例であるためとされる。また、州の裁判官についても、弁護士、市民、裁判官の代表により構成される裁判官指名委員会によって裁判官の候補者リストが作成され、州知事が任命し、その後比較的短期の期間を経て、当該裁判官について信任するか否かについての州民投票が行われる。もっとも、キャリアシステムではなく法曹一元という意味では、優れた制度であるが、司法権の独立という意味では問題が残る。

## ウ 最高裁判所長官と判断の変化

最高裁判所判事の人選が憲法判断に影響することが多く、その顕著な例が公務員の労働基本権をめぐる事件である。公務員の労働基本権を制限することについては、勤労者の団結権等を定めた憲法 28 条に反するのではないかという問題があり、裁判で繰り返し争われてきた。最高裁の判断は時期によって次のように分けられる。

表3

時期	最高裁長官	事件	判断	判例の対応関係
① 第1期(冬の時代)	田中耕太郎	1953年の政令201号事件	公務員の争議行為禁止は28条に違反せず許される	
② 第2期(春の時代)	横田正俊	1966年の全通東京中郵事件	現業の公共企業体職員に関し、公務員の労働基本権を原則的に承認する立場	
③ 第3期(春の時代)	石田和外	1969年の全司法仙台事件	非現業の国家公務員に関し、二重に絞りをかけ、争議行為を刑事罰から解放した	
④	同	1969年の都教組事件	非現業の地方公務員に関し、二重に絞りをかけ、争議行為を刑事罰から解放した	
⑤ 第4期(冬の時代)	石田和外	1973年の全農林警職法事件	非現業の国家公務員に関し、争議行為の禁止、「あおり行為」の処罰を全面的に合憲	③の判例を変更
⑥ 第5期(冬の時代)	村上朝一	1976年の岩教組学テ事件	非現業の地方公務員に関し、争議行為の禁止、「あおり行為」の処罰を全面的に合憲	④の判例を変更
⑦ 第6期(冬の時代)	藤林益三	1977年の全通名古屋中郵事件	現業の公共企業体職員に関し、争議行為の禁止、「あおり行為」の処罰を全面的に合憲	②の判例を変更

まず、第1期は保守色の強い田中耕太郎長官時代の1953年の政令201号事件である(表3-①)。これは、公務員の争議権等の制限を指令するマッカーサー書簡をもとに発せられた政令201号の撤回を求め、国鉄労働組合員が職場を放棄したことから、政令201号に違反したと逮捕起訴された事件である。この事件について、公務員の争議行為禁止は28条に違反せず(合憲)許されるとした。

次の第2期は、リベラル色が強い横田正俊長官時代の1966年の全通東京中郵事件である(表3-②)。この事件では一転して、公務員の労働基本権を原則的に承認する立場を明らかにした。ここから公務員の労働基本権にとって春の時代が来る。

第3期は、石田和外長官時代の1969年の国家公務員に関する全司法仙台事件(表3-③)および地方公務員に関する都教組事件(表3-④)において、公務員が争議行為をあおったとして逮捕起訴された。裁判所は、次に述べる理由で無罪とした。法律の解釈として、まず、あおり行為の対象となる争議行為については、強度の違法性の存することが必要であるとし、あおり行為等についても争議行為に通常随伴して行われる行為については処罰の対象とはならないとして、二重に絞りをかけて、被告人らは無罪とした。このような判断の仕方を合憲限定解釈という。このような解釈の手法は、裁判所がストレートに読めば違憲であるが、できる限り国会の作った法律を合憲としようとする場合に使われる方法である。裁判所において、合憲限定解釈は多用されており、これも違憲判決を少なくしている要因である。なお、上記2判決については、当時政権にあった自民党からは「偏向判決」と厳しい非難がなされた。

第4期は、同じく石田和外長官時代の1973年の全農林警職法事件判決(表3-⑤)によって、全司法仙台事件判決を覆し、1976年の岩教組学テ事件判決で都教組事件判決が覆され、再び公務員の争議行為を禁止することと、「あおり行為」を処罰することを全面的に合憲とし、被告人は有罪となり処罰されることとなった。公務員の労働基本権をめぐる石田コートでの判例変更は、全農林警職法事件から始まり、つづく村上長官時代(岩教組学テ事件(表3-⑥))、藤林長官時代(表3-⑦)(全通名古屋中郵事件)と計3代かけて完成し、横田正俊長官時代でみせたリベラル色はすっかり消えた。こうした判例の移り変わりには、政府による最高裁判所の人事政策が影響を及ぼした面があると指摘されている。すなわち、公務員の労働基本権を重んじるリベラル派を避け、保守的な傾向のある裁判官を次々と任命した効果が出たということである。

## エ アメリカとの比較

統計によると、アメリカ連邦最高裁は1996年末までに135の連邦法、1233の州法及び地域法を違憲としたとされている。この違いは何か。連邦最高裁だけでも、人種別学制度が採用されていた州の黒人の生徒たちが白人用の公立学校への入学許可を求めたのに対し、人種別学制度を違憲とした1954年のブラウン判決や、妊娠中絶の規制を違憲とした73年のロー対ウェイド事件など市民の生活に大きな影響のある憲法判断が少なからず示されている。このようにアメリカでは市民が憲法的価値の実現を求め続けてきた歴史があり、人権が

市民の間に根付いていることが影響している。

### 3 求め続けること～一票の格差訴訟

現在では社会的に認知されている一票の格差訴訟は、一人の弁護士が1962年年7月に施行された参議院選挙につき裁判を起こしたのが始まりである。それ以来、1人1票の価値を求めて現在まで裁判が繰り返されている。

一票の格差とは、住んでいる地域によって自分の持つ「1票」の価値が大きくなったり小さくなったりすることであることを指す。裁判を続けてきた結果、2009年以降大きな変化がみられた。2009年以前は著しい格差(衆議院で3倍、参議院で6倍ほど)のみを違憲ないし違憲状態としていたが、2009年以降は、一票の格差是正を積極的に促すような判決を下し、その全てが違憲状態の判決である。ただし、定数配分を違憲ないし違憲状態とする判決においても、事情判決の法理によって選挙そのものは有効とされている。

このような一票の格差訴訟での判決の変遷は、日本において市民が憲法的価値の実現を求め続けてきた好例ではないだろうか。安保法制に対しても、市民が憲法的価値の実現を求め続けていくことが重要だと考える。